

紀美野町第1回定例会会議録

令和4年3月23日（水曜日）

○議事日程（第5号）

令和4年3月23日（水）午前9時00分開議

- 第 1 議案第24号 令和4年度紀美野町一般会計予算について（委員長報告）
- 第 2 議案第25号 令和4年度紀美野町国民健康保険事業特別会計予算について（委員長報告）
- 第 3 議案第26号 令和4年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計予算について（委員長報告）
- 第 4 議案第27号 令和4年度紀美野町後期高齢者医療特別会計予算について（委員長報告）
- 第 5 議案第28号 令和4年度紀美野町介護保険事業特別会計予算について（委員長報告）
- 第 6 議案第29号 令和4年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計予算について（委員長報告）
- 第 7 議案第30号 令和4年度紀美野町農業集落排水事業特別会計予算について（委員長報告）
- 第 8 議案第31号 令和4年度紀美野町東部簡易水道事業特別会計予算について（委員長報告）
- 第 9 議案第32号 令和4年度紀美野町西部簡易水道事業会計予算について（委員長報告）

○追加議事日程（第5号の追加1）

- 第 1 請願第 1号 太陽光発電施設建設に関する請願について（委員長報告）
- 第10 議員派遣の件について
- 第11 閉会中の継続調査の申し出について（総務文教常任委員会）
（産業建設常任委員会）
（議会運営委員会）
（議会活性化特別委員会）

(広報編集特別委員会)

○会議に付した事件

日程第1から日程第11まで

追加日程第1

○議員定数 12名

○出席議員

議席番号	氏名
1番	桐山尚己君
2番	廣瀬隆一君
3番	藤井基彰君
4番	上柏皖亮君
5番	七良浴光君
6番	田代哲郎君
8番	北道勝彦君
9番	向井中洋二君
10番	美野勝男君
11番	美濃良和君
12番	伊都堅仁君

○欠席議員

なし

○説明のため出席したもの

職名	氏名
町長	小川裕康君
副町長	細峪康則君
教育長	東中啓吉君
消防長	家本宏君

総務課長 坂 詳 吾 君
企画管財課長 中 前 貴 康 君
住民課長 東 浦 功 三 君
税務課長 坂 昌 美 君
保健福祉課長 森 谷 善 彦 君
産業課長 吉 見 將 人 君
建設課長 米 田 和 弘 君
教育次長 曲 里 充 司 君
会計管理者 太 田 具 文 君
水道課長 長 生 正 信 君
まちづくり課長 湯 上 増 巳 君
美里支所長(湯上増巳) 君
代表監査委員 菊 本 邦 夫 君

○欠席したもの

な し

○出席事務局職員

事務局長 井戸向 朋 紀 君
事務局書記 西 本 貴 哉 君

開 議

○議長（伊都堅仁君） 皆さん、おはようございます。

3月16日夜間における福島県沖を震源とする地震により被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。謹んで亡くなられた方々に哀悼の意を表し、被災地の一日も早い復興をお祈りいたします。

改めて、皆さんおはようございます。

これから本日の会議を開きます。

（午前9時00分）

日程に入る前に、今会期中に受理した請願についてお手元に配付をいたしました、請願文書表のとおり総務文教委員会に付託します。

それでは、本日の日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

- ◎日程第1 議案第24号 令和4年度紀美野町一般会計予算について（委員長報告）
- ◎日程第2 議案第25号 令和4年度紀美野町国民健康保険事業特別会計予算について（委員長報告）
- ◎日程第3 議案第26号 令和4年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計予算について（委員長報告）
- ◎日程第4 議案第27号 令和4年度紀美野町後期高齢者医療特別会計予算について（委員長報告）
- ◎日程第5 議案第28号 令和4年度紀美野町介護保険事業特別会計予算について（委員長報告）
- ◎日程第6 議案第29号 令和4年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計予算について（委員長報告）
- ◎日程第7 議案第30号 令和4年度紀美野町農業集落排水事業特別会計予算について（委員長報告）
- ◎日程第8 議案第31号 令和4年度紀美野町東部簡易水道事業特別会計予算について（委員長報告）
- ◎日程第9 議案第32号 令和4年度紀美野町西部簡易水道事業会計予算について（委員長報告）

○議長（伊都堅仁君） 日程第1、議案第24号、令和4年度紀美野町一般会計予算についてから、日程第9、議案第32号、令和4年度紀美野町西部簡易水道事業会計予算についてまで9議案を一括議題とします。

本案については、委員長報告は、議長を除く全員による特別委員会であったことから、会議規則第41条第3項の規定によって、省略することにしたと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長報告は省略することに決定しました。

これから、議案第24号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

1番、桐山尚己君。

（1番 桐山尚己君 登壇）

○1番（桐山尚己君） おはようございます。それでは、令和4年度一般会計予算案に対する反対討論を行います。

本案には、新型コロナワクチンの追加接種と5歳から11歳までの小児への接種、そして、重篤な副反応や後遺症が続出して中止された子宮頸がんワクチンに関する予算案が含まれています。

新型コロナ感染症は、発生から既に2年以上が経過し、ウイルスが数え切れないほどの変異を繰り返した結果、現在は、当初の武漢株からスパイク部分が大きく変化したオミクロン株、そしてその派生株のBA2が主流となっています。武漢株のスパイクタンパク遺伝子を基に開発されたコロナワクチンが、そのスパイク部分が大きく変化したオミクロン株及びBA2に十分な効力を持つとは考えられません。それを裏づけるように、ファイザー社のトップ自らが抗体が保持される期間が短くなったことを認め、現在新たなコロナワクチンを開発中であることを公表しました。実際に既に3回目のブースター接種が進んでいる国を見てみると、感染が抑えられるどころかイスラエルや韓国のように接種者を中心に感染爆発が起きている現状があります。

これまで日本を含め世界中の数多くの医者や感染症専門家がこの新型コロナワクチンを接種することのリスクの大きさを訴えてまいりました。短期的なリスクとして様々な副反応が上げられますが、心筋炎や心膜炎という重大な副反応も認められるようになり

ました。ある医者は、心筋炎というのは、I C U、つまり集中治療室での対応が必要な症状であると指摘しています。これに加えて、新型コロナワクチンが人間の体内でつくり出すスパイクたんぱくが血管を傷つけたり血栓をつくり出すと指摘されるようにもなりました。

国は、新型コロナワクチン接種により死亡した場合は4,420万円の補償金を支払うとやってきました。新型コロナワクチン接種後に亡くなったと報告されている方の数は3月18日現在で1,571人にも上ります。実際はこの10倍以上との推計もあります。しかしながら、国はこの1,571件の死亡例のうちのただの1件も因果関係を認めておらず、4,420万円の補償金は誰にも支払われていません。これは極めて異常であると言わざるを得ません。このまま国が因果関係を認めなければ、新型コロナワクチン接種後に死亡したとしても補償されることは一切ないということになります。

そして、個人では因果関係を証明するなどということはまず不可能です。つまり、泣き寝入りをせざるを得ないということになります。

ちなみに、この新型ワクチン接種後の死亡の確率は、インフルエンザワクチンのそれと比べるとおよそ70倍にも上ります。

この新型コロナワクチンは、これまで一度も認可され、人間に使用されたことのなかった全く新たな遺伝子ワクチンであります。SARSやMERSの出現時に動物実験で失敗し、開発が中止されたものであります。そのような遺伝子ワクチンが世界的流行、パンデミックで緊急であるという理由で、十分な期間の治験を経ることなく特例で承認されました。現在もまだ第4相の治験が継続中であるという状況です。つまり、中長期的なリスクについては全く不明であるということでもあります。

中長期的リスクの一つに、いわゆるADE、抗体依存性感染増強が指摘されています。これは、ワクチンの中途半端な働きによりかえって感染度合いを増強、つまり悪化させてしまうというものであります。ADEは、SARS、MERSのワクチン実験で動物が死んでしまった原因であります。既に一部でこのADEが起こっているという指摘もあります。

新型コロナワクチン接種を繰り返すことにより、結果的に人間が本来有している免疫力が低下する可能性も指摘されています。

後遺症に苦しむ方々のドキュメンタリー映画が作成されるほどの悪影響が出ているにもかかわらず、そうした実態がマスコミによってほとんど報道されないばかりか、コロ

ナワクチンの危険性を訴える SNS 上での様々な発言が削除されるなど、通常では考えられない異常な情報統制下にあるのが現状であります。

既にオミクロン株が主流となって、欧米諸国より桁違いに少なかった日本の重症化率や致死率はさらに下がってきております。新型コロナが季節性インフルエンザと同等の脅威に落ちてきた現状下において、今後、前述のような高いリスクが再認識されてきた新型コロナワクチンの3回目、あるいは4回目の接種を努力義務と称して国民に打たせることは間違いであると言わざるを得ません。

さらには、ほとんど重症化や死亡リスクのない小児、とりわけリスクが皆無ともいえる健康な小児に安全性の担保されていない、しかも製造業者のトップ自らが十分な有効性の持続を認めていないコロナワクチンを接種させることは、百害あって一利なしと判断いたします。ちなみにこの製造業者のトップは自身は健康であるという理由で新型コロナワクチンを接種しないというふうに公言されております。

そして、同様に多くの少女たちに重篤な後遺症をもたらし、中止に追い込まれた子宮頸がんワクチンの公的接種がこのほど復活しました。

2018年までに報告された重篤な副反応1,821件に対し、障害年金支給による救済措置の対象となったのは僅か40人、全体の約2%にすぎません。125人もの原告による集団訴訟が今なお継続中であります。このような状況下において公的接種を復活させることの意義は全く見いだせません。子供たちの明るい未来をこのようなワクチンのリスクによって脅かすことがあっては、絶対にならないはずで

以上理由により、国による無償のコロナワクチン接種、コロナワクチン追加接種事業、及び5歳から11歳までの小児へのワクチン接種事業、そして、子宮頸がんワクチン接種事業を含む令和4年度一般会計予算案に反対いたします。

(1番 桐山尚己君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 賛成討論ありませんか。

4番、上柏君。

(4番 上柏皖亮君 登壇)

○4番 (上柏皖亮君) 皆さん、おはようございます。

それでは、私からは、一般会計当初予算の賛成討論を行います。

コロナ禍で厳しい社会経済状況ではありますが、本予算は総額80億円を超える積極予算であります。小川町長は、紀美野町を子育て県下一のまちにしていいため、紀美野

町子ども子育て応援宣言をされました。本予算において子育て、教育には、きめ細かな事業がたくさん反映されております。さらに、高齢者のための事業、農林商工業の振興対策、防災対策、観光対策、道路や消防施設の整備など様々な事業がこの予算に盛り込まれています。これらの事業は、長期総合計画に基づき子供から高齢者まで町民のニーズに応えた予算であり、町民生活の安心・安全・安定につながるものであるため、本予算に賛成いたします。

以上でございます。

(4番 上柏皖亮君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) ほかに反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) 賛成討論ありませんか。

11番、美濃良和君。

(11番 美濃良和君 登壇)

○11番 (美濃良和君) おはようございます。

私のほうから賛成討論を行わせていただきます。

今、ワクチン等に対する反対の討論もございましたけれども、我々このことについても十分に考えなければなりませんけれども、しかし、実施する、しないについては町民の皆さん方個々の判断に委ねるといってございまして、このことについてはそれぞれの町民の皆さん方に御判断を願いたいと思います。

さて、私は、この3日間の委員会で審査を行いましたけれども、この予算というのは町長の政策を具体的に示されたもの、設計図というふうに言われますけれども、町長は、この年の、令和4年度の行政の執行に当たりまして、日本国憲法を遵守して当たられると、そういう答弁をされました。これは、平和であり、また文化的で町民にできる限りの福祉を提供される、そういう立場であるということが基本的に表明されたわけでありまして、また、その下の予算であるというふうに思います。

具体的には、よく借地行政というふうに揶揄されるまちでございますけれども、三千数百万円あった借地料がこの間に約1,000万円減額されました。さらに、本年も借地料を減らすためにそういう努力されるということでありました。

さらに、他の市町村に比べて、子供たちへのサービスが前の寺本町長から実施され、中学校の給食の実施、保育所に続き小中学校でも給食費の無償化、18歳までの医療費

の無償化、小中学校普通教室へのエアコンの設置等、それがまたこの令和4年度にも実施されると。さらに令和4年度については、社会的な問題になってきております虐待やネグレクトなどの救済の立場から、子供家庭総合支援拠点事業の実施もこの予算に計上されました。ジェンダー平等の立場からも小中学校での生理用品の提供が実施されるといふふうに表明されました。

さらに、高齢者対策として、バス・タクシー助成券事業の継続、この事業については、さらに今後制度の改善を検討されるというふうな答弁でありました。

さらに、高齢者への補聴器への助成の予算も組まれたわけであります。

今後、県下一の子育てのまちとして、小さいまちならではのそういう施策が醸成されるということであります。

また、町民が安心して暮らせるように、この消防庁舎の新庁舎の建設、また、水道事業の水道の供給のための水道施設の改修等の予算も上程されております。

そういうふうなことから、この令和4年度の当初予算に賛成するものであります。

以上です。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) ほかに反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) これで討論を終わります。

これから議案第24号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第24号に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立多数)

○議長 (伊都堅仁君) 起立多数です。

したがって、議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第25号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

6番、田代哲郎君。

(6番 田代哲郎君 登壇)

○6番(田代哲郎君) 改めましておはようございます。

ただいまから、紀美野町国民健康保険事業特別会計予算について、反対討論を行います。

激変緩和措置が令和5年に廃止されることに伴う国保税を引き上げました。国保税のうち資産割を除く全ての税を引き上げました。特に、均等割と併せて平等割の引上げも行いました。両親と子供2人の平均的な世帯で1万9,000円から2万1,000円台の引上げとなります。

国保予算に伴う国民健康保険事業納付金は、いわゆる調整係数というのがありまして、それはアルファというもので表現します。そのアルファが1の場合は、事業納付金、つまり紀美野町が県へ納めなければならない納付金の額が医療費に伴って引き上げられることとなります。

国民健康保険事業というのは、必要な額は全て県から給付してきます。その代わりに各自治体は事業納付金というのを県へ納めなければなりません。

この特別会計でも一般被保険者医療給付費分の事業納付金は2億5,415万9,000円の計上になってます。令和2年度の決算額が2億4,000万余りですから、それからさらに引き上げています。

医療水準を反映するので医療費が高ければ納付金も高くなるというシステムになります。このまちの紀美野町の医療費は県下でも高いほうに属します。まず、一般的には、高齢化とそれから医療の高度化などで医療費はこれからも上がっていくものと思われます。

そうしたことを考えると、幾ら保険事業費を保健事業で、例えば特定健診の受診率を引き上げるとか、そうしたことに力を入れてもなかなか医療費水準を下げるというのは難しいと思われます。ですから、数年前まで国保が県単一化になるまでに行っていたのは、町の一般財源の中から国保会計のほうへ、いわゆる法定外繰入れという形でお金を繰り入れていました。そういうことを行って紀美野町の国民健康保険税が上がらないように、引き上げるのを抑えてきました。だから、今後、そういう国保税を引き上げるということではなくて、やはり法的には違法ではないのですから、一般会計からの法定外繰入れを行っていくべきだと考えます。

以上の理由から、この特別会計予算に反対をいたします。

(6番 田代哲郎君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) ほかに反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) これで討論を終わります。

これから、議案第25号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第25号に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立多数)

○議長 (伊都堅仁君) 起立多数です。

したがって、議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第26号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) これで討論を終わります。

これから、議案第26号を採決します。

議案第26号に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第27号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

6番、田代哲郎君。

(6番 田代哲郎君 登壇)

○6番(田代哲郎君) 紀美野町後期高齢者医療特別会計に反対討論を行います。

後期高齢者医療制度については、制度発足当初から命に年齢で差別を持ち込み、高齢者の尊厳を著しく傷つけるものであるとして制度の廃止を求めてきました。制度発足以来、多くの高齢者が不服審査請求を提出し、陳情を重ねています。

この制度は、75歳以上の人口と医療費が増えれば増えるほど保険料に跳ね返る仕掛けとなっており、まさに高齢者は早く死ねと言わんばかりの仕組みです。長生きすることが許されないとでもいうような高齢者への仕打ちは余りにも非情であり、孤立し、介護殺人という悲しい事件も後を絶たない実情です。

私たちは、高齢者の人権と尊厳が大切にされることを願ってやみません。したがって、令和4年度後期高齢者特別会計当初予算に反対いたします。

以上です。

(6番 田代哲郎君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) ほかに反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) これで討論を終わります。

これから、議案第27号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第27号に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立多数)

○議長(伊都堅仁君) 起立多数です。

したがって、議案第27号は委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第28号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから、議案第28号を採決します。

議案第28号に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第29号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから、議案第29号を採決します。

議案第29号に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第30号に対する討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから、議案第30号を採決します。

議案第30号に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第31号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) これで討論を終わります。

これから、議案第31号を採決します。

議案第31号に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第32号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) これで討論を終わります。

これから、議案第32号を採決します。

議案第32号に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は委員長報告のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

休 憩

(午前 9時29分)

再 開

○議長（伊都堅仁君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前 11 時 08 分）

○議長（伊都堅仁君） お諮りします。

ただいま、総務文教常任委員長から、請願第 1 号に係る委員会審査報告書が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第 1 として直ちに議題としたいと思います。

異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第 1 号、太陽光発電施設建設に関する請願について日程に追加し、追加日程第 1 として直ちに議題とすることに決定しました。

◎追加日程第 1 請願第 1 号 太陽光発電施設建設に関する請願について（委員長報告）

○議長（伊都堅仁君） 追加日程第 1、請願第 1 号、太陽光発電施設建設に関する請願について議題とします。

請願について、委員長から審査経過及び結果報告を願います。

総務文教常任委員長、美野勝男君。

（総務文教常任委員長 美野勝男君 登壇）

○総務文教常任委員長（美野勝男君） 本日の本会議で総務文教常任委員会に付託されました請願第 1 号について、先ほどの総務文教常任委員会において慎重に審査を行ってまいりましたので、その経過及び結果を御報告申し上げます。

「請願第 1 号、太陽光発電施設建設に関する請願」であります。紹介議員に説明を求め、趣旨説明を受け、また所管する住民課にも質疑を行いました。

趣旨としては、動木地区内において建設が進められようとしている太陽光発電施設について、地域の豊かな自然環境の保持と様々な懸念事項から住民の安全を守るため、当該施設建設の中止を求めるものであります。

委員から、自分も今月 19 日に行われた事業者による地元説明会にも参加したが、事業者は住民に心から理解してほしいという紳士的な態度とはいえず、仮に当該施設が建設された後に何か問題が起こってもまともに取り合ってくれるかは不安と思うとの発言がありました。

また、委員から、当該施設は49.5キロワットを7事業で予定しており、和歌山県条例の規制の対象外となっているが、一つの施設として扱うべきものではないかとの質疑がありました。その質疑に対し、住民課からは、意図的に分割している分割案件に該当しないか否かを和歌山県に問い合わせたが、分割案件には該当しないとの回答があったため、新たに制定した町条例に適用し、事前協議中であるとの回答がありました。

以上が主な内容で、当委員会としましても、当該施設の建設が事業者により法律や条例等に基づき適切に行われるのであるならばそれを止めることはできませんし、また、何らの責めを負うべきものではないことは重々理解しておりますが、現に近隣住民の方々の中には、当該施設の建設を望んでおらず、切実に不安を訴える方が少なからずいることから、その方々の声を重く受け止め、採決の結果、請願第1号は全会一致で採択すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

(総務文教常任委員長 美野勝男君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 委員長報告が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから請願第1号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

1番、桐山尚己君。

（1番 桐山尚己君 登壇）

○1番（桐山尚己君） では、請願第1号に対する賛成討論を行います。

紀美野町では、本年1月1日に紀美野町再生可能エネルギー発電設備と地域環境との調和に関する条例が施行されました。これは、本町の豊かな自然環境及び町民の安全で安心な生活環境と再生可能エネルギー発電事業との調和を図るために必要な事項を定めることにより、もって良好な環境の保全及び地球温暖化対策の推進に寄与することを目的とするものであります。

今般、紀美野町動木332番地1の農地を中心に進められている太陽光発電施設建設計画については、様々な点で問題があるといえます。まず、第1に、豊かな自然を誇る

本町の中心部、かつその象徴ともいえる役場周辺地域での事業であることから、自然との調和を崩すのみならず、これにより本町のブランドイメージを著しく損ねることが懸念されます。

次に、請願提出者が指摘されているように、強風、台風や堤の決壊等の自然災害により太陽光パネルの飛散や流出による感電、火災、そして鉛、セレン、ヒ素等の有毒物質が大量に近隣に流出し、住民の健康を著しく脅かすこと等が懸念されます。実際にこの地は、前述のような自然災害が過去に何度も発生しております。

そして何よりもまず、当該建設箇所は、そのすぐ背後に紀美野町ハザードマップ上で急傾斜地の崩壊に対する特別警戒区域を抱えていることであります。そのような危険区域のすぐ隣に有毒物質を含む施設を建設することなど常識では全く考えられず言語道断であると言わざるを得ません。当該地区の住民の皆さんの理解が得られないのは至極当然であります。

以上の理由により、当該太陽光発電施設建設計画に断固反対するとともに、請願第1号に賛成するものであります。

(1番 桐山尚己君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) ほかに反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) これで討論を終わります。

これから請願第1号を採決します。

請願第1号に対する委員長報告は採択です。

委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号は委員長報告のとおり採択と決定しました。

◎日程第10 議員派遣の件について

○議長 (伊都堅仁君) 日程第10、議員派遣の件について議題とします。

お諮りします。

議員の派遣については、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

◎日程第11 閉会中の継続調査の申し出について

(総務文教常任委員会)

(産業建設常任委員会)

(議会運営委員会)

(議会活性化特別委員会)

(広報編集特別委員会)

○議長(伊都堅仁君) 日程第11、閉会中の継続調査の申し出について、議題とします。

総務文教常任委員会、産業建設常任委員会、議会運営委員会、議会活性化特別委員会及び広報編集特別委員会の委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

閉 会

○議長(伊都堅仁君) 会議を閉じます。

令和4年第1回紀美野町議会定例会を閉会します。

(午前11時19分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年3月23日

議 長 伊 都 堅 仁

議 員 廣 瀬 隆 一

議 員 藤 井 基 彰